

① 老朽住宅除去事業について

地域の住環境改善のため、老朽化し危険な空き家の除去を行う方に対し、除去費を一部補助します。



◆対象住宅

- 町内にある個人住宅であること
- 空き家であること
- 木造または鉄筋コンクリート造またはコンクリートブロック造であること
- 抵当権、賃借権などが設定されていないこと(土地を含む)
- 住宅の老朽度が一定の条件を満たすこと
- 倒壊や火災により周囲の住宅や通路に被害をおよぼす恐れのある住宅であること

◆申請者

次の①～③のいずれかに該当する方で高知県税などの滞納がないこと。

- ① 登記簿上の所有者 ② ①の方の相続人代表者
- ③ ①・②の方から住宅の除去について委任を受けた方

※③の委任による申請をお考えの方は、事前に本庁まちづくり課住宅係にご相談ください。

◆対象工事

次の①～③の要件をすべて満たす工事が対象です。

- ① 建設業などの許可を受けた業者に負わせる除去工事であること。
- ② 住宅すべてを除去する除去工事であること。
(住宅には、居間・寝室があり、台所・風呂・トイレを備えていること。住宅であることが確認できれば、一部除去済みであっても可とする場合があります。)
- ③ ほかの制度などにより補助金の交付や補償などを受けない除去工事であること。
(ブロック塀の除去工事は対象外)

◆補助金額

除去工事費の10分の8(上限130万円)を補助します。

◆受付期限

5月1日(木)～5月30日(金)(状況によっては、再度募集する場合があります。)

◆結果通知

6月30日(月)までに審査の結果(交付、不交付)を通知します。

◆注意事項

- 補助金の交付決定を受ける前に工事の契約や工事に着手した場合は対象となりません。
 - 住宅を除去することにより、住宅用地特例が適用されなくなるため、翌年度より土地の税額が増額になる場合があります。
- ※件数に限りがあります。住宅の不良度の点数の高いものから補助の対象となります。

○お問い合わせ

本庁 まちづくり課 住宅係 ☎43-2115 佐賀支所 建設課 土木係 ☎55-3700

① 特定計量器の定期検査を行います

「取引」および、「証明」に使用する計量器は、2年に1度の法定検査を受けることが法律で義務付けられており、黒潮町では今年度が検査の年となっています。

つきましては、下記の日程で検査を実施しますので、対象となる計量器を使用されている方は、必ず受検してください。すでに計量士による代検査を受検済の方は、検査の必要はありません。

- ◆日時・場所 5月12日(月) 午前11時～午前11時45分、午後1時～午後4時 佐賀支所
- 5月13日(火) 午前9時30分～午前11時45分、午後1時～午後4時 本庁

◆対象となる計量器

取引・証明に使用される計量器で、検定証印などが付されたもの。

◆注意事項

- ① 「精度等級の高い計量器(1級や2級(H級))」を受検される場合は、使用する際の暗証番号などをお聞きする必要があるため、ご準備をお願いします。
 - ② 電気式はかりを受検される場合、実際に使用している附属のアダプター(または電池)を会場までお持ちください。
- ※会場で起動できず、検査ができない場合があります。
- ③ 検査に際して、会場で水平を確保するため、計量器の脚を調整します。受検後に持ち帰った際、ご使用前に再度脚を調整して計量器の水平を確認したうえでご使用ください。

○お問い合わせ

高知県工業技術センター計量検定室 ☎088-845-7770
本庁 産業推進室 商工観光係 ☎43-2113